

令和 8 年熊本地震に係る熊本県老人福祉施設等設備災害復旧費補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 知事は、令和 8 年熊本地震により被災した事業所等の事業再開に当たって必要な設備の復旧を行い、県内の被災地における老人福祉サービス等の確保を図るため、県内市町村（熊本市を除く。）及び民間事業者が行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付等については、令和八年熊本地震による災害に係る社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金（介護事業所・施設等復旧支援事業分）交付要綱（令和 8 年 9 月 9 日厚生労働省発老 0 9 0 9 第 1 号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。）、熊本県補助金等交付規則（昭和 5 6 年熊本県規則第 3 4 号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第 2 条 要項第 3 条第 2 項に定める様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所要額内訳書 別紙 1
- (2) 事業計画書 別紙 2
- (3) 収支予算書 要項別記第 2 号様式
- (4) その他知事が必要と認める書類
 - ①事業所が被災したことがわかる資料（罹災証明書、被害写真等）
 - ②備品等が被害を受けたことを証明する資料（廃車証明書、被災証明書等）
 - ③備品等を所有していたことを証明する資料（備品台帳、帳簿等）
 - ④金額の根拠を示す資料（見積書、見積内訳書等）

2 要項第 3 条第 1 項の申請書及び前項の添付書類の提出部数は 2 部とし、それらの書類の提出期限は別に定める。

(補助事業の内容等の変更)

第 3 条 要項第 5 条第 2 項の事業変更計画書の様式は、事業計画書（別紙 2）を準用するものとする。

2 変更申請書には、事業変更計画書のほか、変更後の収支予算書（要項別記第 2 号様式を準用）を添えるものとする。

(交付の条件)

第 4 条 補助金の交付の条件は、規則第 5 条第 1 項各号に掲げるもののほか、次に定めるところとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速や

かに知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期限を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期限を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、要項別記第 11 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 15 日までに知事に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を県に納付しなければならない。

(事業の繰り越し)

第5条 補助事業者は、やむを得ない理由により事業が年度内に完了しない場合は、別紙3により知事の承認を受けるものとする。

(実績報告)

第6条 要項第9条第2項に定める様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 精算額内訳書 別紙4
- (2) 事業実績報告書 別紙5
- (3) 収支精算書 要項別記第2号様式
- (4) その他知事が必要と認める書類
 - ①支払額の根拠を示す資料(領収書、請求書、請求内訳書、納品書等)
 - ②購入(修繕)後の備品の写真等

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して20日を経過した日(第4条第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して20日を経過した日)又は令和9年3月31日のいずれか早い日とする。

附 則

この要領は、令和8年9月18日から施行し、令和8年7月28日から適用する。